

内部管理体制の強化

当社は、経営資源の有効活用と適切なリスク管理を通じ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値向上に努めています。

また、経営の健全性・適切性を確保する観点から内部管理体制の強化に取り組んでいます。

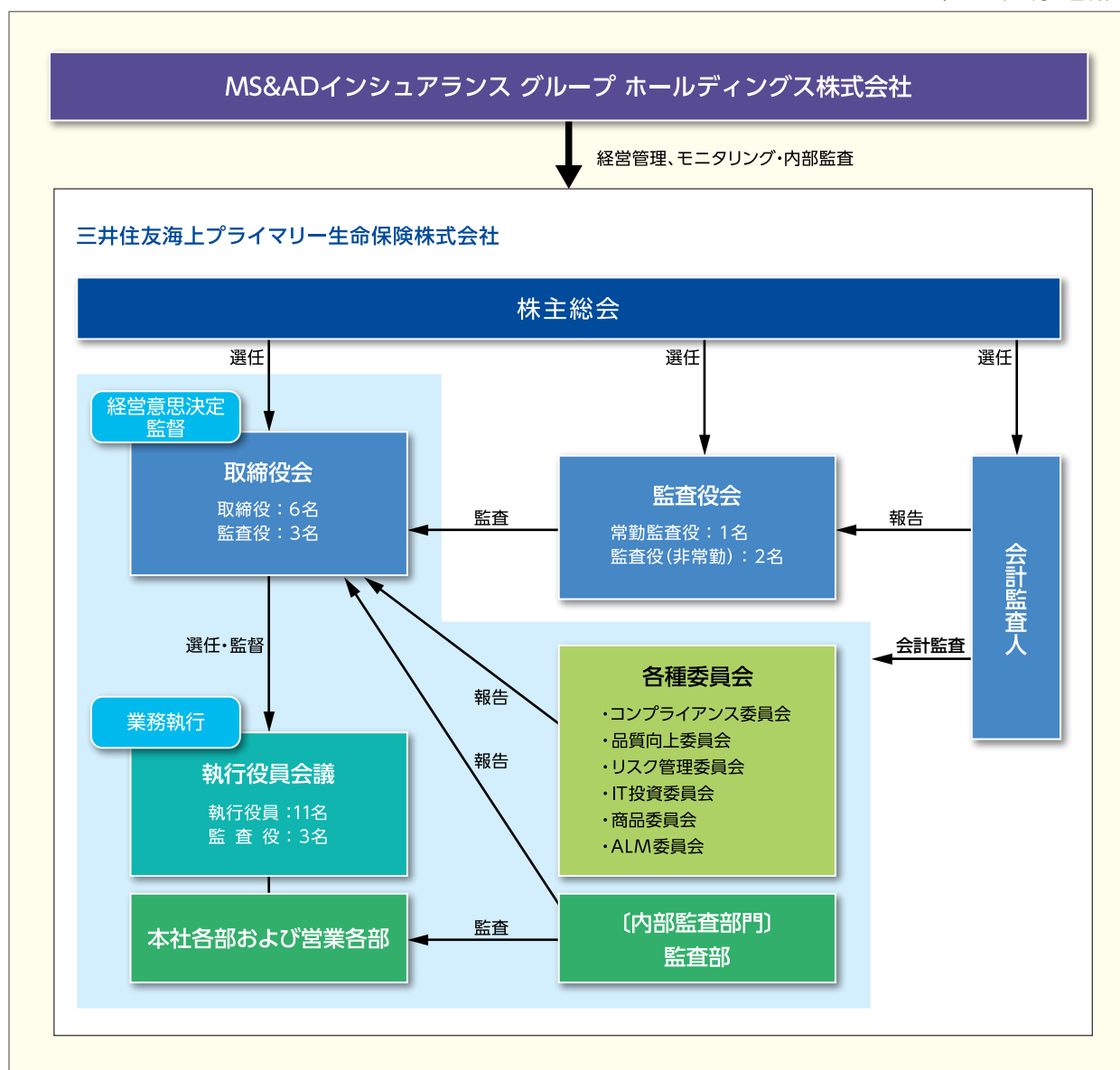
経営管理体制

当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させることを目的として、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役（会）」と執行責任を負う「執行役員」との役割分担の明確化およびその機能強化を図っています。

経営戦略上、最重要な事項の論議・決議ならびに取締役・執行役員の職務遂行の監督を行う「取締役会」のほか、当社事業の執行に関する重要事項について論議・決定を行う「執行役員会議」や個別課題に特化した各種委員会を設置して活用しています。

また、当社は、監査役会設置会社として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っています。監査役は、取締役会等の重要な会議への出席や業務監査などを通じて、取締役の職務執行の監査を行っているほか、内部監査部門との連携を通じて、監査の実効性の向上に努めています。

(2021年7月1日現在)



内部統制システムに関する方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて「内部統制システムに関する方針」を策定しています。同方針の概要は以下のとおりであり、これに基づいた体制を整備しています。

内部統制システムに関する方針（概要）

1. グループ経営管理体制

（当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

- (1) MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下、「持株会社」という。）が定める経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）および当社が定める「三井住友海上プライマリー生命行動憲章（以下「行動憲章」という。）」を、当社の全役職員へ浸透させるよう努める。また、経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）および行動憲章の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実践状況を取締役に報告する。
- (2) 持株会社と締結する「経営管理契約」に基づき、持株会社が定めるMS&ADインシュアランス グループ（以下、「MS&ADグループ」という。）の基本方針を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社の規模・特性等に応じた体制を整備する。また、当社に関する重要事項について、経営管理契約に基づき、持株会社に承認を求め、または報告する。

2. 職務執行の効率性確保のための体制

（当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため取締役の員数を7名以内とするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。

3. 法令等遵守体制

（当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）

MS&ADグループのコンプライアンスに関する基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行うとともに、法令等遵守規程を定め、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を全役職員に徹底する。

4. 統合リスク管理体制（当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

MS&ADグループリスク管理基本方針に従い、リスク管理方針等を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制およびリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合リスク管理の推進・徹底を図るためリスク管理委員会を設置する。また、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、当社が定める危機管理マニュアルに従い、当社の危機管理態勢および事業継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

MS&ADグループの情報開示統制基本方針に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。また、一般に公正妥当と認められる会計基準に則って、当社の経営成績および財政状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

MS&ADグループの内部監査基本方針に従い効率的かつ実効性のある内部監査を実行するため、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。取締役会は、内部監査に係る基本的事項を定めた内部監査規程ならびにリスクの種類および程度に応じた内部監査計画を策定する。内部監査部門は、実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、監査対象部門における改善状況等を取締役会に報告する。

7. 情報管理体制（取締役の職務の執行等に係る情報の保存および管理に関する体制）

文書管理規程および情報管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等その他の会社情報を適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設け職員を配置する。監査役会事務局の組織変更、当該職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、当該職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- (2) 監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できることを、関連する規程等において明記する。また、代表取締役は監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。